

第3回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 会議録

○日時

令和7年2月5日（水） 午後2時30分～午後4時35分

○場所

上下水道部2階 第1会議室

○委員出欠

<input checked="" type="checkbox"/> 新川達郎 会長	<input checked="" type="checkbox"/> 山岡ナオミ 副会長	<input checked="" type="checkbox"/> 宮前博子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 福井景一 委員
<input type="checkbox"/> 馬泰子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 鈴木多栄子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 藤本寛 委員	<input type="checkbox"/> 安永朋功 委員
<input checked="" type="checkbox"/> 島野均 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 鷲田美幸 委員	<input type="checkbox"/> 坂本秀雄 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 小池とも子委員
<input checked="" type="checkbox"/> 園田仁志 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 津田浩司 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 小島健史郎 委員	

出席者12人、欠席者3人

○事務局出席者

事務局長（上下水道部部長）：福井

上下水道部 次長（工務課担当課長）：杉田

工務課 工務課長：尾崎、工務課主幹：石井、工務課総括専門官：三宅

業務課 業務課長：桃井、業務課主幹：長岡、業務課主幹：西置

業務課総務係長：宮寄、業務課総務係主任：福田

○傍聴人

4名

○議題等

1. 開会

2. 審議事項

水道事業関係

（1）水道事業の経営戦略について

（2）水道料金改定のイメージ

公共下水道事業関係

（3）公共下水道事業の経営戦略について

3. その他

4. 閉会

○会議結果要旨

1. 開会

<事務局長>

定刻になりましたので木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会を開会させていただきます。本日は何かとお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日の出席委員は12名です。欠席の連絡を受けている馬委員と安永委員のお二人と、坂本委員が来られていません。

また、木津川市商工会を代表して、委員に就任していただいていました藤原様に代わりまして、12月から鈴木様に就任していただくことになりました。

(事務局長の紹介により、木津川市商工会女性部常任委員である鈴木委員が一言挨拶を行った。)

本日の審議会終了後には、改めて委員の皆様からこれまでの審議会を踏まえてのご意見、ご提案を賜りたいと考えています。本日、机の上にご意見等をご記入いただく用紙と郵送用の封筒を置いていますので、審議会の時には述べられなかった内容や、後で思いついた内容等をご記入いただき、2月末日までに事務局へ送付いただきますようお願いします。メールアドレスをご報告いただいている委員には、後日メールでも送信しますので、メールもしくは郵送のどちらかの方法で提出をお願いします。

次の第4回審議会におきまして、委員の皆様から審議会でいただいた、もしくは後日提出いただいたご意見・ご提案を取りまとめ、資料とさせていただきたいと考えています。

それでは新川会長の司会により、審議を始めさせていただきたいと思いますので十分なご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2. 審議事項

<会長>

改めまして木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会を進めていきたいと思います。本日も忌憚のないご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

第1回の審議会で説明がありましたスケジュールに基づきまして、お手元にある資料で事務局から説明をしていただき、その後審議に移りたいと思います。

ご発言をいただく際には、議事録の作成の都合上、委員の皆様には挙手をいただき、お名前をおっしゃっていただいた後に、ご発言をしていただきますようよろしくお願いします。

なお、本日の審議会は第3回目です。ここまで審議会で各委員からいただいたご意見・ご提案等をこの後事務局で取りまとめ、第4回審議会の資料とさせていただき、私どもの具体的な議論、その方向を取りまとめていきたいと思います。各委員におかれましては、資料への疑問だけでなく、上水道、下水道のあり方についての様々な観点からのご意見を積極的にしていただきたいと思います。

本日の審議事項の水道事業関係として、水道事業の経営戦略、料金改定のイメージについて事務局から説明をいただき、ご意見ご質問を賜りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

水道事業関係

（1）水道事業の経営戦略について

＜業務課主幹＞

（「木津川市新水道ビジョン<中間改定版>の第7章の経営戦略」により説明）

- ・財政収支の将来の見通し・計画
- ・水道料金については、改定時期が令和9年1月、改定率が25%で試算した計画
- ・審議会からいただいた答申に基づきまして、市として料金改定案を作成し、市議会に提案していく予定

（2）水道料金改定のイメージについて

＜業務課主幹＞

（「資料1 水道料金改定のイメージ」より説明。）

- ・基本料金・従量料金の単価を一律25%の引き上げた場合のイメージ（委員の皆様から料金体系についてご意見をいただくための参考資料として）

＜会長＞

事務局から経営戦略、それに基づく水道料金の改定率25%のイメージについて、丁寧に説明をしていただきました。各委員からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

＜委員＞

財源となる国の補助金について、昨年の11月の新聞の社説に載っていましたが、水道の耐震化に国が踏み込んだ支援、京都府の実態ということで書かれていた中で、社説をそのまま読まさせていただくと、「水道事業は独立採算が原則で、運営に必要な費用は料金の値上げで対応する必要がある。国の補助では、事業費の25%から50%を補助する制度もあるが、水道料金を全国平均以上にするなどの条件がある。」と書かれていますが、そのまま読み取ればいいのでしょうか。何か理由があるのでしょうか。

＜業務課長＞

国庫補助金の基準等についてですが、新聞に書かれていることにつきましては、概要的な形になるかと思います。国庫補助金には一定の要件が様々あり、例えば、各市町で設定する料金が全国の基準を満たしているかなどの基準があり、そういった要件を満たしていくかないと、国庫補助金を受けられないので、年度ごとに算定をしながら見ていくということになります。

＜委員＞

京都府のホームページに掲載されていますが、国への財政措置の提言ということで、水道事業における国庫補助制度の課題が書かれています。その中で、まず1点目として、水道事業の補助事業においては、対象となる水道事業者が限定される、2点目として、補助率が低いことが府内事業者の施設の強靭化を早期に進める上での阻害要因となっている、あと3点目として、水道施設の老朽化が進む中で、改築更新費が補助対象外であるため、事業者単独で財源を確保して実施しており、施設の耐震化への財源が限られている状況である、ということが書かれています。木津川市としては、現行、国の補助を受ける上でどういう課題を抱えられているのか教えていただきたい。

＜業務課長＞

国の補助金等を受けるにあたっては一定の基準が設けられています。例えばその更新率等の基準を満たしているかどうかが基本となり、こちらでも基準を満たすかどうか算定し、判断していますが、京都府のホームページに載せられているように、基準をクリアできる事業者が限られているということが現実にあります。できるだけ国庫補助金等を受けやすくしていただきないと、市単独で財源を確保しながらいろいろな更新事業等を行っていくのは非常に厳しいという現状があり、京都府としても国に要望、提言されているところです。

＜委員＞

水道料金を25%引き上げるイメージを提示いただきましたが、25%は率で見たら思い切ってやるというのを所感として思っています。一般家庭においては、月1,200円から2,000円ぐらい上がるかと思いますが、1年で上げるのではなく、徐々に上げるというのは難しいものなのか教えていただきたい。

＜業務課長＞

新水道ビジョンで示している財政計画に基づいて、必要な改定の時期、改定の率等を試算したのが25%の引き上げになります。イメージとして25%は数値的に大きく感じられると思います。財政計画は、この10年間で投資事業と維持管理等も含めた水道事業に必要な経費を、現在の資金や基金等の財源を含めて、収支を見ながら計画したときに、料金改定を行っていかなければ、今後の事業の健全経営が成り立たないということで、料金改定した場合の計画を示しています。

ビジョンの中では、改定の必要な時期とその時期においての率を、その期間までの予測に

おける予算等の状況を踏まえ、改定率 25%を出しています。資料により 25%であればどのような料金の改定になるかというイメージを持っていただいたかと思いますが、改定率 25%は率として高いので徐々にとの貴重なご意見をいただきましたが、事務局としてもいろいろな方向性を検討していくことも大事かと考えていますので、今すぐに答えというところではありませんが、審議会からのご意見として審議いただきたいと考えています。

＜委員＞

水道ビジョンの 64 ページで、資本的収支の見通しということで建設改良費について、年間約 16 億円が必要という試算をされています。気になる点としましては、今回の計画において、いくつか施設を更新するという内容があったにもかかわらず、16 億円に達しているのが、令和 8 年度のみになっています。これは投資しないといけないと分かっているがらも、節約するというようなニュアンスの計画なのかというところを教えていただきたい。

＜業務課主幹＞

水道管路につきましては、木津川市の場合、比較的新しい管路が多ので、更新が今すぐ必要なものが多いという状況ではありません。ここに記載してあるとおり、比較的新しい管路でもいざれは古くなっていますので、更新のペースは上げていかないといけないということで、当面は管路の更新は年間 3 億円程度ということで計画していますが、いざれはもつと更新のペースを上げ、将来的には 6 億円なりに金額を上げていかないといけないのですが、当面の 10 年間の計画としては、管路は 3 億円の更新で、その他の施設の更新も合わせて計画しています。

＜委員＞

64 ページの 4 行目ほどに、資本的支出が税込みで 20 年後には年 16 億円程度必要と書いてありますが、この 40 年間ぐらいで平均すると多分 14 億円ぐらいになるかと思います。一方で、先ほどのやり取りで、後の年度になればなるほど多くのお金を払わないといけないというのが見えてきましたが、そうなったときに、将来の更新に向けての財源を確保していく必要があると思います。この計画で基金を積み立てていくというような表現をされているのかを知りたいです。

＜業務課主幹＞

今回の経営戦略は、今後の 10 年間の計画であり、その計画期間内の財政収支計画となっています。管路の更新のペースを上げていかないといけないというのがそのよりも先の年度になっていまして、そこまでの計画は今回の経営戦略には含めていないという状況です。基金については、現在 28 億円ありますが、計画期間内に取り崩していく予定で、残高は減っていく予定で基金を貯めていくような計画ではなく、また、利益の一部を建設改良積立金に積み立てていきますが、これもこの契約期間内に活用する計画になっています。計画期間後、更新のペースを上げていくことになりますと、水道料金を将来的にはこの 25% 引き上げた以上に、さらに引き上げていくことが必要になってくると考えています。

＜委員＞

収益を最終的に財源として補填していくと認識していましたが、後年になればなるほど財源が足りないので、また料金の引き上げが必要ということで認識しました。

財源については、すべてを企業債で賄うことは難しいとは思いますが、ある程度企業債で賄うことはできないのかお答えいただきたいです。

＜業務課長＞

先ほどの質問の部分も含めてにはなりますが、今後の更新状況等により、計画は見直していくことになり、現在の新水道ビジョンの経営戦略として計画はこの10年間の期間であるというところはご理解いただきたいと思います。

財源につきましては、基金等をこれから積み上げて確保しながらということですが、財政調整基金の条例等に基づいた形で積み立て、今後の取り崩しを考えていますが、現在保有している基金は、この計画の中にもある更新事業等に取り崩して充てていき、また、積み立てができるような大きな収入は今後見込めない状況です。そういう状況で投資事業を行っていかなければならないということで、今回の料金改定を提案しています。投資事業の状況を見ながら、市民への負担を抑えられないかといったところを踏まえて、計画は5年ごとに見直しを行っていく予定です。

企業債については、水道事業においても借り入れを行いますが、企業債は借入金なので、国庫補助金等とは違い、必ず返済しなければなりません。また、借り入れには多額の利子が必要になります。大きな借り入れをしてしまうと、将来的に人口が減っていく中、今よりも少ない人口で負担していただきながら償還をしていくことになります。将来のこと、次の世代のことを考えると、企業債の借り入れを大きくしていくことにより、きちんと償還していく財政収支計画が立てられるのか不安が大きくなっています。今回の計画にもあるとおり、施設等の大きな更新については企業債の借り入れを行いますが、年々ある通常的な更新等の事業には企業債を借り入れる計画とはしていません。企業債の考え方としては、将来の負担をできるだけ少なくするという一定の方針を持ちながら、必要な部分において企業債で補っていくっていう考え方です。

＜委員＞

起債をしたら将来世代に負担が先送りというところもあります。更新事業についても、この10年間の計画のさら踏み込んで先の話となると、年間14、15億円必要になりますが、この投資計画で足りてない部分をどう補填していくかというところも考えていく必要があると思います。

水道料金の改定のイメージで、従量料金が30m³で分かれていますが、この数値を変えることは、例えば20m³や25m³に変えることはできますか。

＜業務課長＞

従量料金は11m³からと30m³からという形で設定していますが、この料金体系は各市町

で設定を行っていますので、例えば 30 m³ではなく、もっと大きな数字でいいという意見をいただきましたら、見直すことは可能です。

今回は体系を見直すというような踏み込んだイメージまではお配りしておらず、現在の体系で一律で改定率 25% のイメージを示しています。11 m³から 30 m³での従量料金を低い設定しているのは、一般の家庭であれば、基本料金内で収まる場合も多くはありますが、2 人から 4 人家族程度であれば、1 ヶ月の使用量が概ね 30 m³ と見えている部分もあって料金体系を設定していますので、30 m³ではなく 20 m³ ぐらいが妥当とのご意見があれば、体系も見直すことは可能であり、固定ではありません。

ただ、今の体系を決めた過程もありまして、市の事務局としても料金体系はこれがいいのではと考えているところはありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

＜委員＞

今の説明でも、おそらく一般的な家庭層に大きな負担が行かないように、11 m³から 30 m³ は低めの料金設定であったというところもありますので、当初の方向性の部分をしっかりと意識した上で、審議を続けていきたいと思います。

＜委員＞

木津川市も含めて多くの水道事業体で使われている料金体系は、高度成長期の昭和 40 年代初頭に作られた制度で、急増する水需要に水源開発が追い付かなかったために、生活用水を確保し、使用水量を抑制する観点から使用水量が大きくなるほど単価を高くする逓増制を特例措置として作ったという経過があります。

ただ、現在の私たちの生活環境は大きく変わり、節水意識の向上、節水機器の普及、世帯人数の減少、製造業界等の使用水量の減少と全体の使用水量が減少している中で、水を抑制する必然性は失われてるとと思うので、この逓増制の料金体系を維持するという合理性は薄いと思います。

この水道料金の収入減を招いている現状は、安定経営のための料金体系とは言いにくいと考えます。見直しに当たっては、いきなり変えるのは難しいですが、段階的に従量料金を均一にしていくながら、家計の負担増にも配慮し、一部逓増制を維持しながら、単価差の逓増度を緩やかにしていく、また、基本水量は 10 m³ で、1 m³ から 10 m³ までならいくら使っても同じ金額になっていますが、このような料金体系は節水のインセンティブが働かないので、廃止も含めて検討すべきと思います。経済的な事情もある家庭については、別途経済対策や減免措置で支援していく必要があると思います。

昭和 40 年代の 60 年前にできたこの料金体系ですが、当時は水道施設をどんどん新しく作って増築していく拡大拡張期でした。この時の利用者の負担の公平性と現在の維持管理が中心となる時代の負担の公平性は全く異なりますので、今の時代にふさわしい公平性ということで、料金体系を合わせて検討していく必要があると考えます。

<業務課長>

貴重なご意見をいただきました。これまでの料金が設定されてきた過程も踏まえてのご意見でしたが、体系を見直していくかどうかは、今ここでお答えできませんが、確かに水需要のあり方は過去数年からかなり変わってきており、節水意識や節水機器の普及により、各家庭での使用状況はかなり変わっています。そういったところも踏まえて、料金のあり方を見直していくことが必要です。

今回の改定で説明させていただいているのは、今後の事業を実施するにあたって必要な収入として改定になりますので、そこから踏み込んだ形で現状の水需要における料金体系についてのご意見も尊重しながら、検討していきたいと思います。

<委員>

131 ページと 142 ページの経営改善策について、実施検討中の取り込みをそれぞれ 5 つずつ挙げられていますが、この資料は令和 6 年 9 月に中間改定されてますので、令和 11 年まで検討されるということですか。あるいは検討して、これはよいという取り組みがあれば実行までされるのですか。

<業務課長>

131 ページから数項目にわたりまして収入の部分とそれから支出の部分での経営改善策を記載しています。当初のビジョン策定時から経営改善策を持っていましたが、具体的に検討した上で効果が見込めるのか、システム的な面等も踏まえて可能かどうかもありますので、いろいろ検討して、実現することが可能かつ効果的効率的であれば、実施につなげていければというところで、記載させていただいた目標であると見ていただきたいと思います。

<委員>

水道事業の収支は悪化していくということですので、経営が改善するのであれば、検討から実施に速やかにしていただきたいと要望します。

<委員>

新水道ビジョンの概要版の 8 ページの受水の部分について、ビジョンが作成されたのは令和 6 年 9 月ですが、令和 7 年度に府営水道の料金の単価の引き上げ等により、受水費が増額となる見込みであり、水道事業の経営上大きな負担となっています、とありますが、これは実際に府営水道の料金の単価は引き上げされたのですか。

<業務課長>

府営水道につきましては、府営水の利用に対して受水費を支払っていますが、受水費には水量に対する単価設定があります。令和 7 年度からの府営水道の料金の単価等の改定を、ここ数年にかけて検討され、府営水道の経営審議会の答申で単価の改定の案が一定示されていまして、この 3 月に府の条例等の改正が実施予定とのことです。

受水費の料金単価は 2 種類あり、1 つが建設負担料金で、現在 55 円の単価を 51 円にする案として示されました。もう 1 つの使用水量に応じて支払う使用料金につきましては、28

円の単価を32円に引き上げする案も示されています。

また、建設負担料金を計算するにあたって建設負担水量も見直しをされていまして、そこは協議の途中であり、令和7年度の答えはまだ出ていませんが、そういうことも影響し、受水費は本市の支出に大きく占めるため、増額になれば本市の経営にも大きな影響があるとの内容になっています。

＜委員＞

単純に単価は引き上がるのですか。私は府営水道の単価は下がるとは聞いていますが、策定された時は引き上げると見込んでおられたと思いますが、そのあたりどうですか。

＜業務課長＞

2種類の料金あります。建設負担料金の単価は4円が下がりまして、使用料金の単価は4円上がります。受水費を計算するにあたって、建設負担料金の水量の方が多くなりますので、今の建設負担水量のままであれば、本市の受水費は下がる見込みです。

ただ一方で建設負担水量自体のあり方の見直しをされてますので、見直しによっては受水費が変わってきます。建設負担水量の見直しを踏まえて、このビジョンでは受水費は増額となる見込みとしています。府営水の単価が下がる部分と上がる部分があって、それに今後の建設負担水量の見直しを反映すると上がるという内容になっています。

＜委員＞

府営水道の料金が上がるということについては、経緯を見ていきたいと思います。

＜会長＞

府営水はまだ分からぬところもありますので、この3月の条例改正、それから次年度予算を見ながら私どもも考えないといけないと思いますのでよろしくお願いします。

＜会長＞

水道事業について、いろいろご意見いただきましたが、時間も押してきましたので、他にご意見がなければ、以上にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続けて公共下水道事業の審議に入らせていただきたいと思います。事務局から公共下水道事業の経営戦略について説明をお願いします。

公共下水道事業関係

（3）公共下水道事業の経営戦略について

＜業務課長＞

（「公共下水道事業経営戦略」より説明。）

- ・財政収支の将来の見通し・計画
- ・下水道使用料については、令和5年1月から19.8%の引き上げにより、基準外繰入は減少傾向にあること、国の基準をほぼ満たしていることなどにより、据え置きの計画

＜会長＞

公共下水道事業の経営戦略について説明いただきました。当面は健全経営が見込まれるという説明であったかと思いますが、公共下水道事業につきまして各委員からご質問ご意見をお願いします。

＜委員＞

国が一昨年に打ち出した持続可能な上下水道の推進、ウォーターPPPということで、国から財源の補助があるので各自治体で進めるようにとの話があり、補助の条件は維持管理・更新を一体で民間に委託するであったと思いますが、広域化・共同化の絡みもありますが、木津川市としてはどのような方向に動いているのか、その辺の状況はわかりますか。

＜上下水道部次長＞

現在木津川市では、先ほど説明のとおり、京都府の流域下水道の処理場で処理する木津・山城地域と、市単独の処理場で処理する加茂地域があります。現在京都府で流域下水道と公共下水道を一体的にウォーターPPPで取り組む検討を行っていただいている。そこに木津川市も入って、京都府全体としてどう進めていくのか検討していただいているが、まだ検討段階ですので、その検討の方向性を見て木津川市も決めていきたいと思います。

＜事務局長＞

広域化という話が出ましたので、水道の広域化につきましては、奈良県では、奈良市と他1市を除き、奈良県が先頭となって企業団という形で、広域化を進められました。京都府においても、広域化の話については、府営水道を受水している10市町の中でもあり、それ以外市町においてもありますが、実際どれだけ進んでるかとなりますと、京都府内ではそこまで進んでいない状況です。

＜委員＞

水道ビジョンが150ページもあって分厚いが、下水道の経営戦略が、水道ビジョンの一部の経営戦略になるかとは思いますが、こっちは40ページぐらいで分厚さが違う。下水道ビジョンのようなものを策定されているのですか。水道だけがしっかりしているのが気になったところです。

＜会長＞

背景等があれば説明をお願いします。

＜業務課長＞

現在上下水道部で水道事業と下水道事業を同じ課の中で扱っていますが、それまでは水道と下水道は別の課で担当していました。国においても、水道と下水道を扱う国の省庁が国土交通省、厚生労働省と違っていましたので、そのような中でこの計画をどのような位置付けで持つかの差異もあるかと思います。

本市においても水道については、以前からのビジョンを新水道ビジョンに改定し、事業実施の内容も踏まえて計画を作ってきてています。下水道については、公営企業の取り扱いでは

ありますが、もともとは特別会計であり、ここ数年で全国的に公共下水道事業の地方公営企業法の適用がありまして、そのような部分で下水道事業は水道事業とは別の流れで公営企業化を図ってきてまして、国から通知等があり、経営戦略を立てています。

水道は当初からビジョンという形で持っていて、その中の1つとして第7章が経営戦略となっていますが、下水道は公営企業化を図る中で経営戦略を立てています。同じ時期に改定を行ったので、こういった経緯により差異があるということで理解いただきたいと思います。

＜委員＞

理解できました。ありがとうございます。すごく差があるようにも見えますので、ある程度同じぐらいにできれば、もしくは統合できれば見栄えもいいのではと思いますので、次回の改定の時には検討をお願いします。

＜会長＞

公共下水道につきましては、企業経営の形態以前には下水道整備計画でむしろインフラ整備の形で進められてきました。そちらは分厚い計画になりますが、それを公営企業法適用で下水道事業経営という観点で戦略を立てるという段階にまできています。今後は資本的収支も含めて維持管理等も重要なになってきますので、埼玉県の大きな事故もありましたが、改めて下水道事業についても整備計画も含めて考えていかないといけない状況であると思います。事務局から埼玉県の事故とかを踏まえて何かありますか。

＜上下水道部次長＞

新聞報道等でご存知かと思いますが、埼玉県八潮市の県の流域下水道において、硫化水素のガスの発生により管が腐食して、そこに土が落ち込んで陥没する事故が発生しました。あちらは深さ10メートルのところに口径4.7メートルの管が走っています、流域下水道で量が多いためそれだけ大きい管になっています。京都府の流域下水道も木津川市を流れていますが、そこまで大きな管はありませんので、今回の国が要請する緊急時点検にも京都府は該当していない状況です。

木津川市におきましても、木津川市で一番大きな管は1m35cmになります。木津川市のストックマネジメント計画に基づきまして、令和3年度から重要な管につきましては、点検を行っていますが、点検結果では特に支障はなく、改めて今何かするということはありませんが、陥没事故が起きた際に道路管理者から指示があり、管が入っている部分の道路表面上に陥没や凹みがないかなど道路状況の点検をしたところです。

＜会長＞

予定の時間が来てしましましたので、公共下水道事業につきましても以上にしたいと思います。

＜会長＞

いろいろご意見を、特に上水道についていただきました。料金アップのイメージが示され、いろいろな観点からのご意見をいただけたと思います。ただ、議論いただく時間も限られていましたので、様々まだお考えの点もあり、また今後思いつかれることがあるかと思います。後日で結構ですのでご意見ご提案を事務局に提出をお願いしたいと思います。次回の審議会では、委員の皆様のご意見をまとめたものを資料として、答申に結びつけていきたいと思いますので、皆様方のご意見を事務局にお寄せをいただきたいと思います。

なお、次回の日程につきましてはあらかじめスケジュールでお示ししているとおり、年度明けの5月頃に開催で進めていきたいと思いますので、事務局に調整をお願いします。

本日、ここまで大変熱心にご議論をいただき、円滑な議事進行にもご協力をいただき感謝を申し上げまして、私の進行は以上にさせていただきます。

3. その他

なし

4. 閉会

＜事務局長＞

長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。委員の皆様から様々なお意見を頂戴いたしましたので、次回の審議会に向けて、検討したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、冒頭に説明させていただいたとおり、ご意見・ご提案を2月末までに事務局へ提出していただきますようお願いします。

それでは本日はこれをもちまして閉会とさせていただきます。第4回の審議は、5月上旬に開催ということで日程調整をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。